

平成29年度 原子力規制委員会 年次報告の概要

原子力規制委員会

本概要の位置付け

- 本概要は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第24条に基づき、第196回通常国会会期中に報告する予定の「平成29年度原子力規制委員会年次報告」の概要を取りまとめたものである。

◎原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)(抄)

(国会に対する報告)

第24条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

平成29年度 原子力規制委員会 年次報告 概要

目次

<u>第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保</u>	P4
<u>第2章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</u>	P6
<u>第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</u>	P10
<u>第4章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</u>	P12
<u>第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</u>	P14
<u>第6章 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</u>	P16

第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保

➤ 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保(P3～)

- 独立性・透明性等を定めた組織理念に基づき、科学的・技術的見地から、公正・中立に職務を遂行した。
- 第49回原子力規制委員会(平成29年11月15日)において「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を決定したことを受け、規制委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を新たに開始した。また、更田委員長が田中前委員長とともに福島県内の13市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

➤ 組織体制及び運営の継続的改善(P7～)

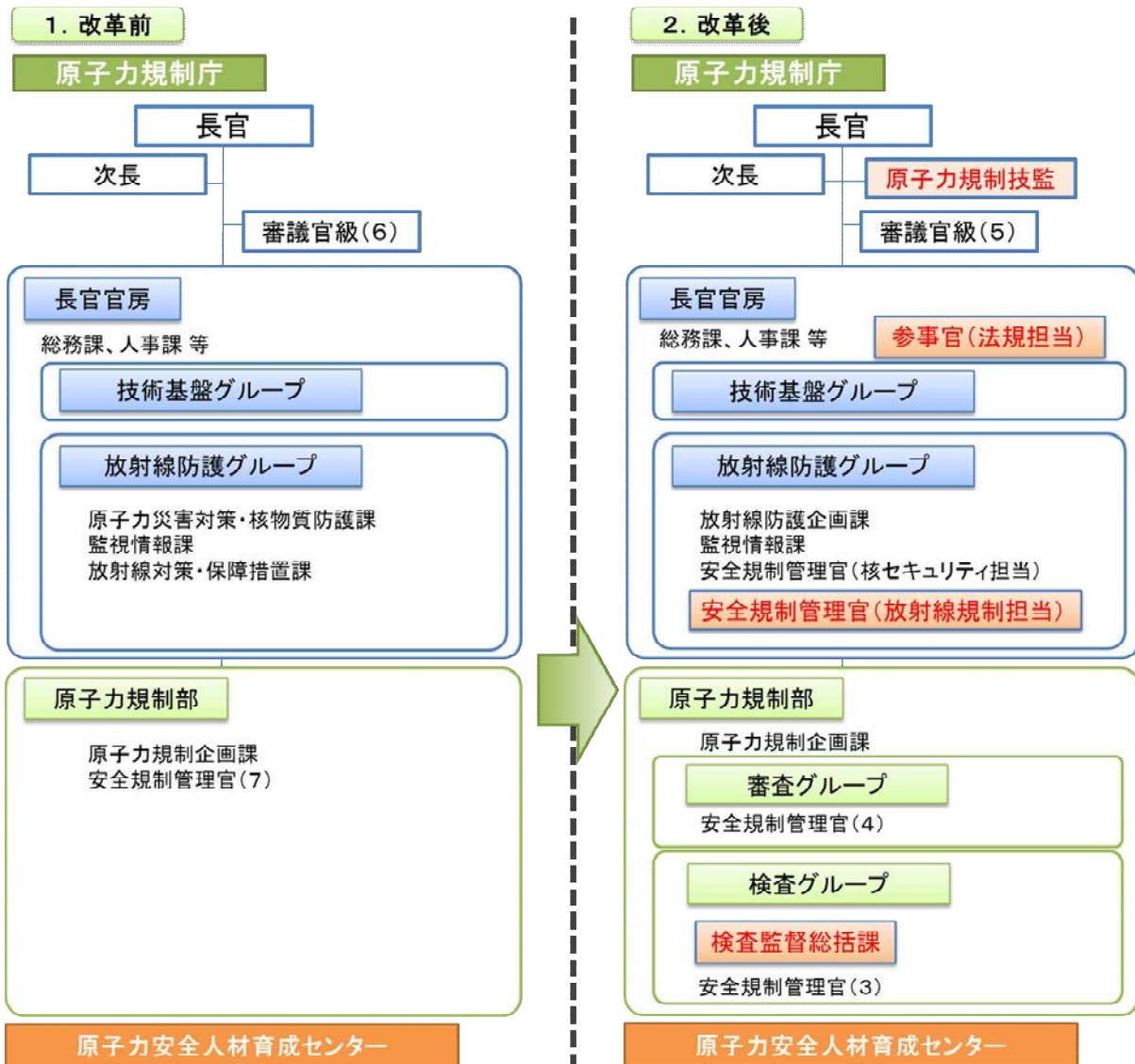
- 平成29年4月の原子炉等規制法の改正を踏まえた新検査制度等に対応するため、原子力規制庁の組織を再編し、必要な体制を整備した。
- 原子力規制委員会の施策については、内部監査や、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、政策評価懇談会等国内外の有識者のチェックを受けつつ、PDCAサイクルを回しながら改善を行っている。
- IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)については、フォローアップミッションを平成31年の夏以降の適切な時期に受入れるべく、IAEAに要請し、了承された。

➤ 国際社会との連携(P11～)

- 引き続き、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携をっており、平成29年は日本が議長国となり、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)第10回会合を東京で開催し、山中委員が議長を務めた。
- また、平成29年にOECD/NEA/CNRAに新たに設置された安全文化ワーキンググループの議長に伴委員が選出された。

第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保

原子力規制庁の組織再編(H29.7.1)



更田委員長と田中前委員長による
福島県内の市町村など訪問



更田委員長による現地視察

第2章原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施(1)

➤ 原子炉等規制法の改正と関係政令等の整備(P22～)

- 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」が、第193回通常国会で可決され、平成29年4月14日に公布された。
- 同法の成立に伴い、以下の関係政令、規則等の整備を行った。
 - ①核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化
 - ②廃止措置実施方針に係る制度整備
 - ③廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討
 - ④検査制度の見直しに係る検討

➤ 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施(P25～)

- 平成29年度は下記のとおり、原子力施設等に関する審査・検査を順次進めているところ。
 - ①発電用原子炉：大飯3,4号炉及び柏崎刈羽6,7号炉の計4基に対して設置変更許可
 - ②核燃加工施設：計5件の変更許可
 - ③試験研究炉：計2件の設置変更許可
 - ④廃止措置計画：発電用原子炉は高速増殖炉もんじゅ(平成30年3月認可)を含め計7基、核燃料施設等は計6件の認可
 - ⑤法令報告事象：実用発電用原子炉において2件、核燃料施設等において2件の合計4件(特定原子力施設の法令報告事象については、第3章にて記載)

第2章原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施(1)

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前検査等	
				設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
2		敦賀発電所 2号	PWR	審査中	未申請	審査中		
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
9			2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
10			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
11		東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請	
12			福島第二原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請
13	2号			BWR	未申請	未申請	未申請	
14	3号			BWR	未申請	未申請	未申請	
15	4号			BWR	未申請	未申請	未申請	
16	柏崎刈羽原子力発電所		1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
17			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
18			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
19			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
20			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
21		6号	BWR	了	審査中	審査中		
22	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請	
24			4号	BWR	審査中	審査中	審査中	
25			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
26	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請		
27		2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
28	関西電力(株)	美浜発電所	3号	PWR	了	了	審査中	
29		大飯発電所	3号	PWR	了	了	了	検査中
30			4号	PWR	了	了	了	検査中
31			高浜発電所	1号	PWR	了	了	未申請
32	2号			PWR	了	了	未申請	検査中
33	3号	PWR		了	了	了	了	
34	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
36			3号	建設中	未申請	未申請	未申請	
37	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了	
38	九州電力(株)	玄海原子力発電所	2号	PWR	未申請	未申請	未申請	
39			3号	PWR	了	了	了	検査中
40			4号	PWR	了	了	了	検査中
41		川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了	了
42	2号		PWR	了	了	了	了	

※1) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※2) 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

■:平成29年度に変更のあったもの

○ 核燃料施設等

平成30年3月31日時点

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前検査等		
			設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可			
1	日本原燃(株)	再処理施設	審査中	未申請	審査中			
2		MOX燃料加工施設	審査中	未申請	未申請			
3		ウラン濃縮施設	了	未申請	審査中			
4		廃棄物管理施設	審査中	審査中	審査中			
5	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	審査中	審査中	審査中			
6	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中			
7		廃棄物管理施設	審査中	審査中	未申請			
8		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	審査中	未申請	審査中			
9		試験研究用等原子炉施設(HTR)	審査中	審査中	審査中			
10		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	審査中	審査中	未申請			
11		日本原子力研究開発機構	試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	審査中	了		
12			試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	審査中	一部了※3		
13			試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中		
14			試験研究用等原子炉施設(TCA)	未申請	未申請	未申請		
15			試験研究用等原子炉施設(FCA)	未申請	未申請	未申請		
16			(株)東芝	試験研究用等原子炉施設(NCA)	未申請	未申請	未申請	
17			原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	審査中	
18				ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	未申請	審査中	
19			(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	
20			京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
21	試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了		了	了	了		
22	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了		
23	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請			

※1) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

※2) 「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)

※3) 運転関係の保安規定を除き認可(運転関係の部分については後日申請予定)

第2章原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施(2)

➤ 放射線障害防止法の改正と関係政令等の整備(P39～)


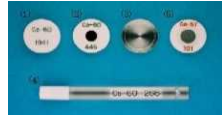

- 放射線障害防止法について、IRRS報告書の指摘事項等を踏まえて第193回国会に提出した改正法が、平成29年4月に成立・公布された。
- 廃棄に係る特例を含む改正法第4条については、平成29年12月に関係政令を公布し、平成30年1月に関係規則等を公布した。また、これに伴い、平成29年12月に以下をはじめとした解釈等を決定した。
 - ①事故等の報告に関する解釈
 - ②放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド
 - ③登録認証機関等に対する立入検査ガイド
 - ④登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準等

➤ 放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施(P41～)

- 放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等を実施。

第2章原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施(2)

放射線障害防止法では、放射性同位元素等を取り扱う業務従事者及び事業所外の一般公衆の放射線障害を防止するため、下表の事業者区分に応じて、放射性同位元素等を取り扱う事業者に対して、施設の基準適合義務、安全管理義務等を課し、放射性同位元素等の取扱いを規制している。

事業区分		事業内容の例
許可届出使用者	<p>特定許可使用者 (1, 201)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非密封RIの使用 (貯蔵能力: 下限数量の10万倍以上) ・密封RIの使用 (貯蔵能力: 10TBq以上) ・放射線発生装置の使用 	<p>RI装備機器 (例) ガンマナイフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌照射事業者 (コバルト60) ・放射性医薬品製造会社 (ヨウ素131、モリブデン99) ・大規模な研究所 (コバルト60、放射線発生装置) ・ガンマナイフを使用する病院 (コバルト60)  <p>60Co線源を約200個装填</p>
	<p>許可使用者 (2, 253)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非密封RIの使用 ・密封RIの使用 (数量: 下限数量の1,000倍超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線発生装置を使用する病院 ・非破壊検査事業者 (イリジウム192) ・アフターローディング装置を使用する病院 (イリジウム192) ・試薬として非密封線源を使用する大学
	<p>届出使用者 (497)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密封RIの使用 (数量: 下限数量超かつ下限数量の1,000倍以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前立腺がん治療線源を使用する病院 (ヨウ素125) <p>密封RIの利用例 校正用線源</p> 
<p>表示付認証機器届出使用者 (4, 929)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示付認証機器 (国又は登録機関による認証を受けた設計に合致することが、あらかじめ認証された機器) の使用 		<p>表示付認証機器 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスクロマトグラフ用ECDの使用者 <p>ガスクロマトグラフ用ECD (電子捕獲型検出器)</p> 
<p>許可廃棄業者 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の業としての廃棄 		<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構 ・日本アイソトープ協会
<p>届出販売・賃貸業者 (476)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素の業としての販売・賃貸 		<ul style="list-style-type: none"> ・表示付認証機器の販売・賃貸事業者 <p>合計: 約8,100事業所</p>

※新たに防護措置を義務付ける対象 (いずれも一部の事業者のみ。約500事業者)

第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

➤ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(P45～)

- 原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、平成29年度は29件認可した。認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、原子力施設検査官による使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。
- 平成29年度の東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は1件であった。平成29年11月2日、東京電力福島第一原子力発電所6号炉非常用ディーゼル発電機(A)の调速装置に故障が確認され、要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

➤ 中期的リスクの低減目標マップの改定(P46～)

- 定期的に見直しを行っている「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について、平成29年度は、廃炉完遂上関心の高い目標についても記載する等コンセプトを改め、また、3号機建屋カバー及び使用済燃料等の取り出し設備の設置を確認したことから、平成30年3月に改定した。

➤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故分析(P51)

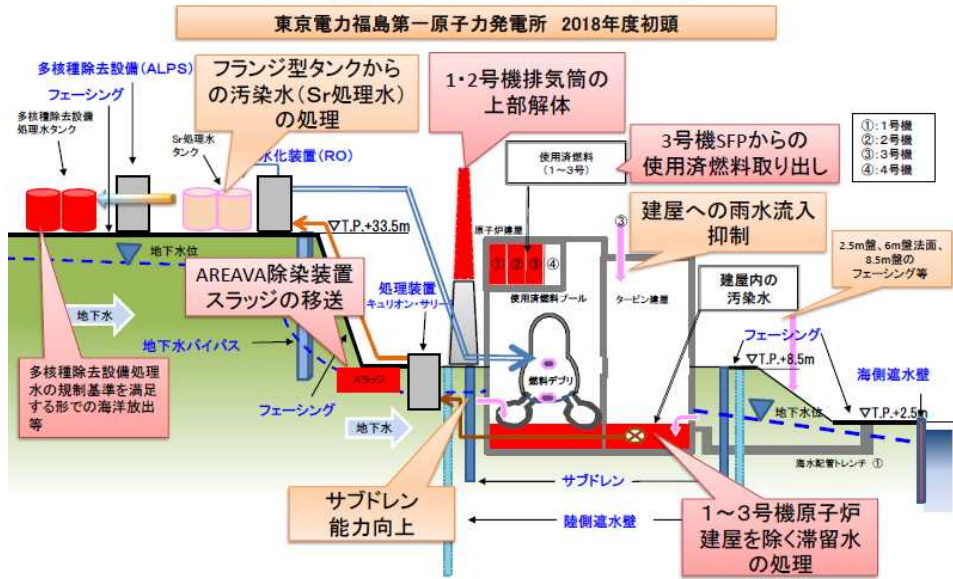
- 原子力規制委員会が発足以来行っている事故分析については、技術的に解明すべき論点について継続的に検討を行っているところ。平成29年度は、日本原子力学会において、福島第一原子力発電所構内及び3号炉オペレーティングフロアにおける線量分布測定と線量低減について発表等を行った。

➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング(P51～)

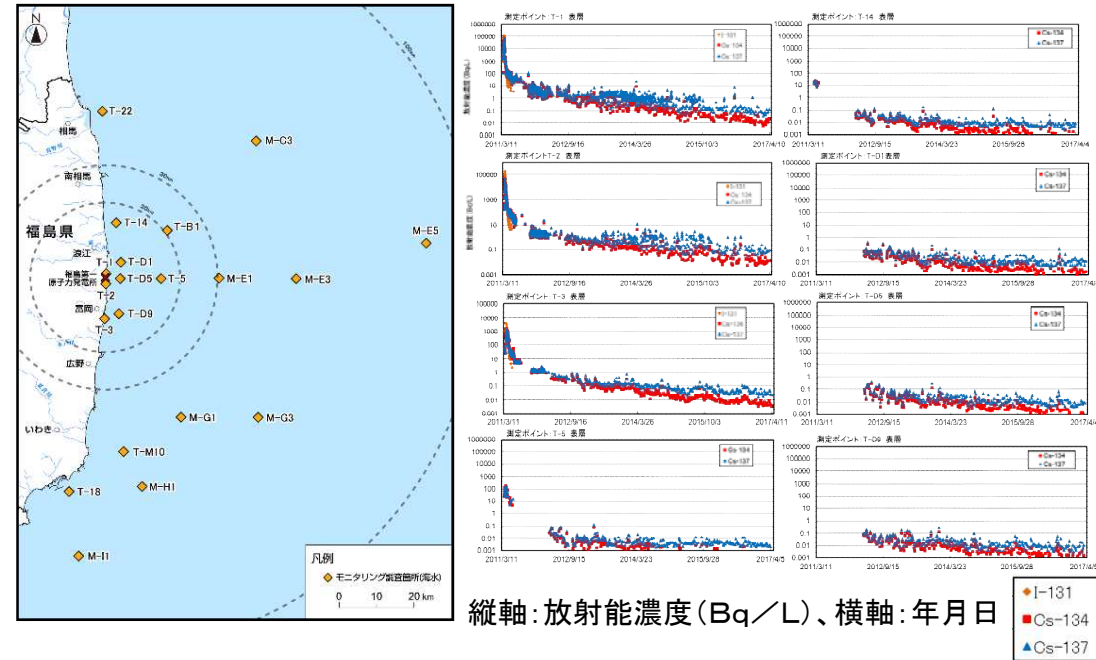
- 「総合モニタリング計画」に基づき、平成29年度も福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。

第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

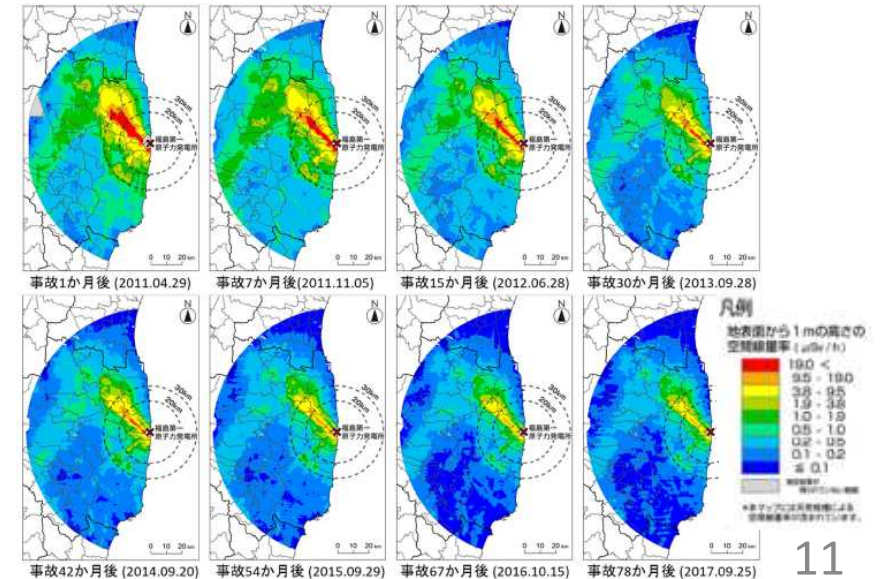
平成30年度初頭と平成32年度末の主なリスク等のイメージ図



福島近傍・沿岸の海水の放射性物質濃度の推移



80km圏内における空間線量率の分布マップの推移



第4章原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

➤ 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善(P57～)

- 安全研究、審査等で得られた知見に基づき、高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策、降下火砕物対策、等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。また、炉内等廃棄物の規制基準については、埋設終了後の放射線防護基準についてALARA(As Low As Reasonably Achievable)の考え方を取り入れて検討しており、今後規制基準及び審査ガイドの骨子案を策定する予定。

➤ 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立(P62～)

- 安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を中心に職員の公募を行い、実務経験者を採用した。また、将来の原子力規制行政を担う職員の確保のため積極的な採用活動を行い、原子力規制庁独自の採用試験も有効活用して、新人職員の採用を行った。

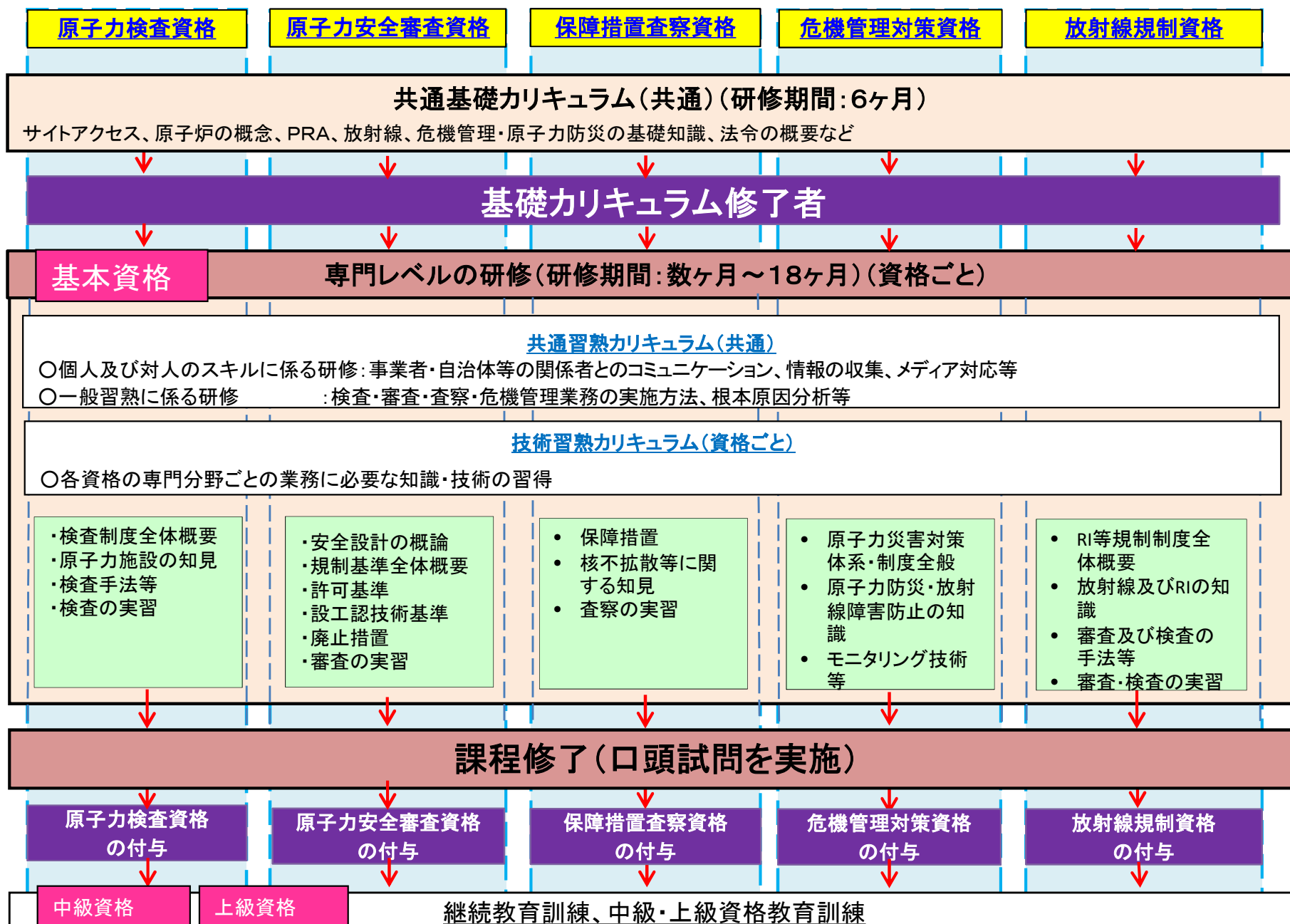
- 職員の人材育成については、原子力安全人材育成センターにおいて、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した実践的な研修等の各種研修等を計画的に実施するとともに、強化・充実を図った。



- また、改正原子炉等規制法による新しい規制制度等に的確に対応するため、平成29年7月、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に就くための新たな資格制度を導入するとともに、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。

第4章原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

原子力規制庁の教育訓練課程



第5章核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

➤ 核セキュリティ対策の強化(P67～)

- 平成26年に受け入れたIAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションで示された勧告・助言事項については、関係規則の改正等、継続的な改善を行っているところ。また、我が国はIAEAに対しIPPASフォローアップミッションを要請し、IAEAから平成30年秋を目途に同ミッションを実施する旨の回答があった。
- 個人の信頼性確認制度については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更を、原子力規制委員会が平成29年10月31日付けで認可したことに伴い、翌日より運用が開始された。

➤ 保障措置の着実な実施(P69～)

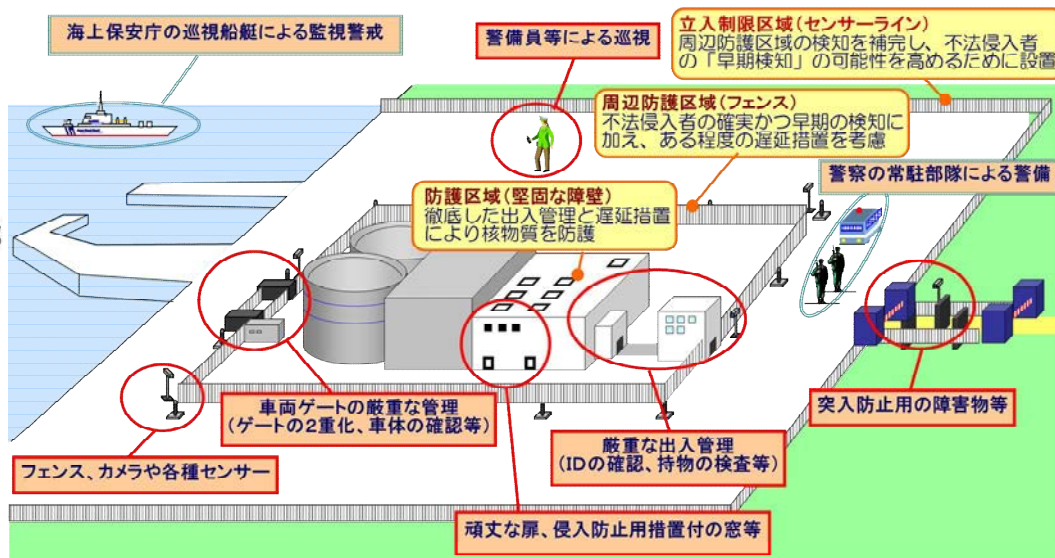
- IAEAが実施した平成28年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を得た。
- 福島第一原子力発電所5号炉、6号炉及び共用プールについては、通常の軽水炉に適用される無作為中間査察が震災により中断されていたが、アクセス性が改善されたことから、震災以降初めて実施された。
また、立入りが困難で、通常の査察が実施できない残りの原子炉のうち、燃料集合体の取出しが予定されている3号炉の使用済燃料プール近傍に新たに監視装置を設置するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な措置を講じた。
- 保障措置に係る各種国際会議への参加、人材の教育、技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

第5章核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

我が国の核燃料物質量一覧 主要な核燃料物質移動量(2016年)

内部脅威対策強化の概要 (個人の信頼性確認制度の導入等)

【従来】外部脅威対策が中心

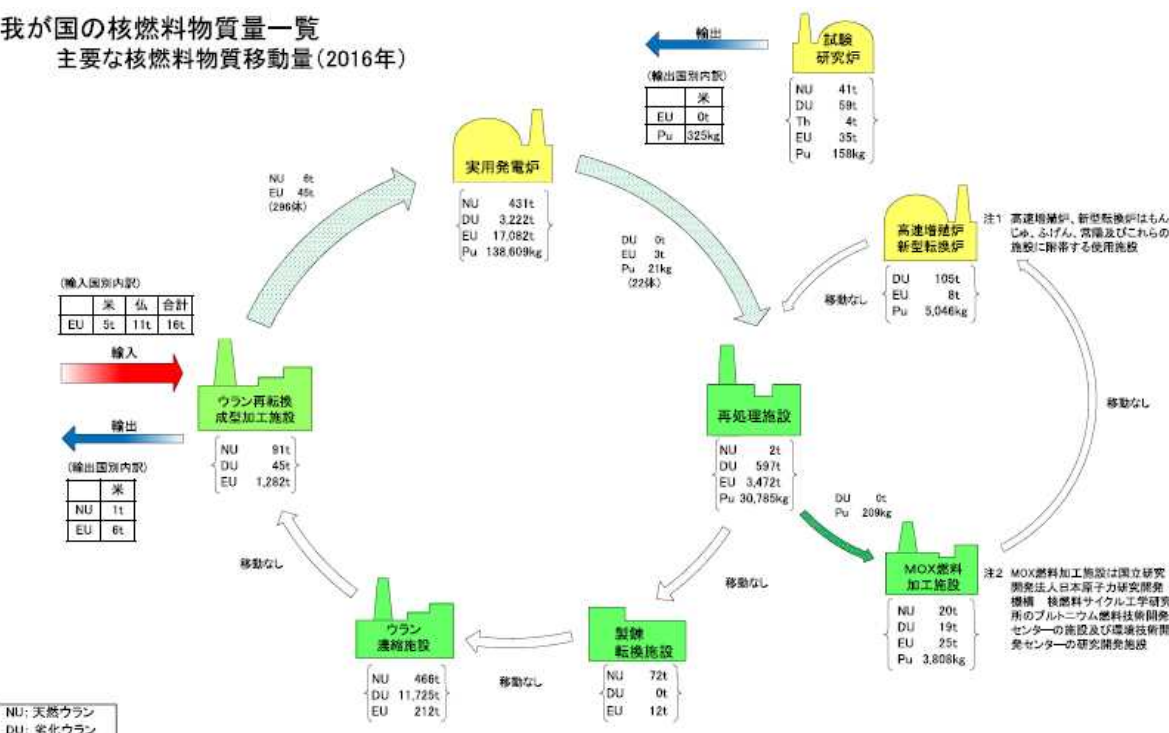


IAEA勧告
(INFCIRC 225 rev.5)
対応

【今回】内部脅威者を想定した対策

- 【従来の対策に加え】
- 個人の信頼性確認の実施
 - 重要区域への常時立入者
 - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
 - 防護区域内部への監視装置の設置

我が国の核燃料物質量一覧
主要な核燃料物質移動量(2016年)



図中の施設区分は原子炉等規制法及びその関係法令に基づく規制区分ではなく、核燃料サイクルの段階毎に分類。施設区分には、それらの施設に附属する施設も含まれる。なお、施設区分の在庫量については、2016年12月31日現在の元素重量を記載。

NU: 天然ウラン
DU: 劣化ウラン
Th: トリウム
EU: 濃縮ウラン
Pu: プルトニウム
() : 燃料単位体数

第6章放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化(1)

➤ 放射線防護対策の充実(P77～)

- 放射線審議会の所掌事務に自ら調査・審議すること等を追加するため、平成29年4月に放射線障害防止の技術的基準に関する法律の改正を行った。
- 平成30年1月には、同審議会において「放射線防護の基本的考え方の整理」を、平成30年2月には、同審議会の眼の水晶体の放射線防護検討部会において「眼の水晶体に係る防護の在り方について」を取りまとめた。
- 原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、充実を図っており、実用発電用原子炉施設、核燃料施設等のEAL(緊急時活動レベル)の検討を行い、平成29年7月5日に原子力災害対策指針を改正した。
- 研究事業としては、平成29年度より、放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。
- 放射線モニタリングについて、平成29年度は、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合し、上席放射線防災専門官を配置した。また、原子力艦放射能調査専門官の増員等、原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の充実を図った。



第6章放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化(1)

平常時からの原子力施設に係る放射線モニタリング等について

【全国を隅々までモニタリング】
47都道府県における平常時の空間放射線量率等を把握する。

原子力施設周辺は陸海で特にきめ細かくモニタリング

【陸域】
原子力施設周辺の「緊急防護措置を準備する区域(UZ: 原子力発電所の場合は概ね30km圏)」における空間放射線量率等を把握する。

【海域】
原子力施設沖合に位置する主要漁場等における海産生物、海底土及び海水の放射性核種濃度を把握する。

【全国】

- 環境放射能水準調査等事業
- 原子力施設周辺
- 放射線監視等交付金
- 海洋環境放射能総合評価事業

○空間放射線量測定に係る流れ



※原子力規制委員会HPにおける情報発信の例

各種放射線モニタリング結果の一元的情報発信

放射線モニタリング情報

リアルタイム線量測定システム

更新情報

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>

(例)リアルタイム線量測定システム

原子力規制委員会ホームページ「放射線モニタリング情報ポータルサイト」から閲覧可能
全国及び福島県の空間線量測定結果をリアルタイムで配信

放射線モニタリング情報

全国及び福島県の空間線量測定結果

放射線量測定マップ

0.121 μ Sv/h

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

第6章放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化(2)

➤ 危機管理体制の充実・強化(P84～)

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえて原子力災害対策の充実を図るため、事故の発生を想定し、緊急時の危機管理体制を整備するとともに、平時から国、自治体及び原子力事業者が緊急時対応能力の強化に努めることが重要。
- 平成29年7月の組織再編において、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置し、緊急時には迅速に対応し、平時には組織としての緊急時対応能力の強化のための取組を担当する職員を配置した。
- 緊急事案対策室は、原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、危機管理対応に関するマニュアル等の整備、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善、通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。
- 原子力事業者の緊急時対応能力の強化のため、原子力事業者防災訓練及び評価の充実を図った。
- 宿日直の体制を強化・維持することにより、原子力施設において事故・トラブルが発生した際には、情報発信等の初動対応に万全を期すとともに、初動対応後には、原子力規制部等と連携し、事故・トラブルの原因究明、再発防止対策等まで一貫して対応した。

第6章放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化(2)

○実用発電用原子炉における平成29年度原子力事業者防災訓練の実績

No	実施日	事業所	
1	平成29年7月13日	四国電力(株)	伊方発電所
2	平成29年8月29日	北海道電力(株)	泊発電所
3	平成29年9月12日	関西電力(株)	大飯発電所、高浜発電所
4	平成29年10月3日	九州電力(株)	川内原子力発電所
5	平成29年11月29日	東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所
6	平成29年12月4日	九州電力(株)	玄海原子力発電所
7	平成29年12月7日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所
8	平成29年12月12日	中国電力(株)	島根原子力発電所
9	平成29年12月20日	日本原子力発電(株)	敦賀発電所
10	平成30年1月19日	関西電力(株)	美浜発電所
11	平成30年2月2日	東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所
12	平成30年2月6日	東北電力(株)	女川原子力発電所
13	平成30年2月14日	北陸電力(株)	志賀原子力発電所
14	平成30年2月21日	日本原子力発電(株)	東海発電所、東海第二発電所
15	平成30年3月2日	東京電力ホールディングス(株)	柏崎刈羽原子力発電所
16	平成30年3月9日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所
17	平成30年3月20日	東北電力(株)	東通原子力発電所

○実用発電用原子炉における平成29年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No	指標
情報共有・ 通報	1	即応センター(事業者本店等)とERCプラント班との情報共有
	2	適切な通報の実施 (通報文の迅速な作成、送信)
	3	通信機器の操作
	4	プラント情報表示システムの使用
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	5	シナリオの難度
	6	シナリオの多様化
	7	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、 ②記者等の社外プレーヤの参加、 ③他原子力事業者広報担当等の 社外プレーヤの参加、④模擬記者 会見の実施、⑤情報発信ツールを 使った外部への情報発信
	8	後方支援活動 ①事業者間の支援活動、②後方支 援拠点との連動、③原子力緊急事 態支援組織との連動
	9	訓練への視察など ①他事業者への視察、②自社訓練 の視察受入れ、③ピアレビュー等の 受入れ

※ 原子力規制庁からは各訓練において、規制庁ERCにおけるプラント班要員、事業者即応センターにおける規制庁ERCからの派遣要員、緊急時対策所への派遣要員として職員が参加するとともに、一部要員が事業者訓練の状況を評価している。
(玄海、志賀、東通の訓練においては、規制庁ERCプラント班要員に加え、他の機能班要員も参加。)